

キッチンカー出店注意事項

- ・出店者は、新潟県内に住所を有する実店舗をもたない個人・法人に限る。
- ・キッチンカーは1店舗につき1品目(味の変更可)に限る。また、お茶(緑茶、ウーロン茶、コーヒー)や水に限り併売は可能とします。
- ・露店商が取り扱う品目での出店はできません。ただし、露店商と価格を合わせるなどの調整や提示する条件に了承いただける場合のみ可能としますが、品目を変更してもらう場合もありますので、あらかじめご了承ください。
(例:唐揚げ、焼きそば、たこ焼き、お好み焼き、かき氷、ジュース、ポッポ焼き等)
- ・アルコール類の販売は不可とし、また、飲酒営業は禁止とします。
- ・必要な電気設備は、出店者で用意すること。
- ・露店出店時間中車両の移動はしないこと。
(3日間とも9:30~22:00)
- ・火気器具等を使用する場合は、火気の使用には十分注意し必ず消火器を設置すること。
- ・その他、臨時露店出店要綱及び臨時露店出店許可申請書の注意事項を守ること。
- ・飲食スペース(イス、テーブル等)の設置はできません。